

2023

総務常任委員会記録

議会 閉会中

令和5年9月1日（金曜日） 開議
令和5年9月1日（金曜日） 散会

西いぶり広域連合議会

総務常任委員会審査事項

令和5年9月1日（金）

室蘭市議会第1会議室

開議 午後 3時07分

散会 午後 3時27分

日程	番号	件名	結果
1	報告事項	広域連合の運営に関する事項 1 指定管理者施設の管理運営評価について 2 指定管理者施設の指定管理者募集要項について 3 新中間処理施設建設工事に係るインフレスライドの適用について 4 新中間処理施設に係るごみ処理手数料について	

○出席委員（13名）

委員長 柏木隆寿

副委員長 真鍋盛男

委員 板垣正人 五十嵐篤雄 菊地敏法

石澤清司 小川晃司 常磐井茂樹

高橋直美 村井寿行 渡辺雅子

田中秀幸 辻浦義浩

○欠席委員（1名）

委員 井野正臣

○出席理事者

<西いぶり広域連合事務局>

塩	越	事務局長
鈴	木	総務課長
松	下	総務課主幹
兼	成	総務課主幹

総 務 常 任 委 員 会 記 録

令和5年9月1日（金曜日）

午後 3時07分 開議

○**柏木委員長** ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

ここで委員長より一言申し上げます。室蘭市におきまして委員会中継設備の更新を行いましたことから、それに伴い委員会室のマイク機器も更新されました。つきましては、委員、理事者ともに発言の際にはこれまでと同様にまずは挙手により発言の許可を求めていますと存じます。その後、私から発言者を指名いたしますので、指名された方は御自身でマイクユニットに搭載されております発言ボタン、下のほうにあるかと思いますが、この発言ボタンを押して、リングライトが赤く発光したのを確認した後に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、審査に入ります前に、去る7月1日付人事異動に伴い、議会事務局職員の異動がございましたので、自己紹介させます。

○**長部書記** 7月1日から異動してまいりました議事課議事係の長部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○**柏木委員長** それでは、所管事項の審査を行います。

広域連合の運営に関する事項について理事者の報告を一括で求めます。

○**塩越事務局長** 本日は、何かと御多忙のところ総務常任委員会を開催していただきまして誠にありがとうございます。

本日は、広域連合の運営に関する事項4件につきまして御報告させていただくものでございます。

報告事項の説明でございますが、1、指定管理者施設の管理運営評価について、2、指定管理者施設の指定管理者募集要項について、この1、2につきましては兼成総務課主幹のほうより御説明申し上げます。次に、3、新中間処理施設建設工事に係るインフレスライドの適用について、この件につきましては松下総務課主幹より御説明申し上げます。最後に、4、新中間処理施設に係るごみ処理手数料について、こちらにつきましては鈴木総務課長より御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○**兼成総務課主幹** 報告事項1、指定管理者施設の管理運営評価について御説明いたします。

本件につきましては、7月28日開催の指定管理者選定委員会におきまして評価をいただいたところでございます。

資料1に沿って御説明いたします。1ページ目の下、4の利用実績から御説明させていただきます。利用実績といたしましては、前年比較としまして、げんき館ペトトルは利用者数の計で2,027名の増、リサイクルプラザは利用者数の計で775名の増となりま

した。このうち、リサイクルプラザの専用利用は人数で1,037名の増、個人利用としては262名の減となっております。リサイクルプラザの専用利用といたしましては、自主事業である講座やサークル活動などとなっております、個人利用は施設の来場者となります。令和3年度末で廃止した再生家具の展示及び提供事業、新型コロナによりフリーマーケットが開催できなかったことにより来館される方が減少し、個人利用者数の減となったものと考えられます。

次に、2ページ目を御覧ください。5の収入・支出の推移でございますが、収入は利用料金収入と委託料を合わせまして8,123万2,000円、支出は8,303万7,000円、差引き180万5,000円のマイナスとなっております。主な要因といたしましては、げんき館ペトトルの利用料金収入が計画額より253万6,000円の減となったこととなります。徐々に新型コロナの利用自粛が緩和され、利用料金収入も増加傾向となっておりますが、まだコロナ前の目標額には達していない状況でございます。一方で、リサイクルプラザでは112万8,000円のプラス決算となっております。これについては、資源化工場の嘱託職員4名のところ1名が途中退職したにより人件費で68万5,000円の減となったこと、さらに浄化槽維持管理業務を社内技術者が対応することにより外注費である委託料が63万6,000円減となったことがプラス決算の要因となっております。

次に、6の評価の視点でございますが、今回から評価方法の一部が変更となっております。以前のS、A、Bの3段階評価から要求水準を満たせば丸、満たさなければバツの2段階評価としております。評価の結果としましては、1、施設運営、2、自主事業、3、施設管理、4、歳入歳出とも要求水準を満たしていると判断されることから、評価は丸となっております。

続きまして、3ページ目を御覧ください。7の総合評価及びその他特記事項についてでございます。げんき館ペトトル及びリサイクルプラザの利用人数はいずれも新型コロナウイルス感染症による利用自粛の影響がある中で増加したことは、高く評価できるものとしております。今後も利用者が安心して施設を利用できるよう、感染対策を徹底した上で施設の目的に沿った魅力ある自主事業などの充実を図り、目標とする利用人数、利用料金収入に近づけるよう努めていただきたいと思いますと考えております。

説明は以上でございます。

○柏木委員長 続けて指定管理者の募集要項をお願いします。

○兼成総務課主幹 報告事項2、指定管理者施設の指定管理者募集要項について御説明いたします。

本件につきましても7月28日開催の指定管理者選定委員会におきまして審議をいただいたところでございます。

それでは、資料2に沿って説明いたします。施設名は、西いぶり広域連合げんき館ペトトル及びリサイクルプラザの2施設となります。指定期間は、令和6年4月1日～令和1

1年3月31日の5か年となります。次に示しております申込資格から広域連合の費用支出につきましては、従来と同様の内容となっております。申込期間につきましては、令和5年9月11日～11月9日の60日間としており、応募締切り後、11月下旬に選定委員会を開催し、応募団体のヒアリング、収支計画書の審議、採点などを行い、指定管理者の候補を選定いたします。

続きまして、前回から大きな変更部分としまして裏面を御覧ください。令和6年度以降のリサイクルプラザの施設運用ですが、西いぶり広域連合事務局が移転することを踏まえ、施設全体の運用について見直しを行った結果、環境学習に係る自主講座や料金徴収、地域住民による定期的なサークル活動など福祉増進に係るプラザエリア業務を指定管理業務といたしまして、地域住民の利用や福祉増進の設定が難しいペットボトル等の再資源化、電池など危険ごみ処理に係る工場エリアは現在運営されている事業者へ随意契約による業務委託といたします。そのため、今回の指定管理者の公募といたしましては、リサイクルプラザはプラザエリアを、げんき館ペトトルはこれまでと同様に体育館などの業務を2施設一括の指定管理施設として公募いたします。

説明は以上でございます。

○松下総務課主幹 それでは次に、新中間処理施設建設工事に係るインフレスライドの適用について御報告いたします。

委員会報告事項資料3を御覧ください。まず、1の経緯でございますが、令和4年6月22日に日鉄エンジ・大成・藤川・東海・須藤特定建設工事共同企業体、以下JVとさせていただきます。JVのほうよりインフレスライド適用の請求書を受領いたしました。以降基準日などの条件を基にJV側で概算作業を行い、令和4年11月30日にJVより概算額の報告を受領いたしました。報告受領後につきましては、提出された工事費内訳書などについてコンサルタントと共に内容の精査を行い、JVと協議し、必要な修正を求めるなどしておりました。このたびインフレスライド額の内容につきまして精査、修正が完了いたしましたので、令和5年7月18日にJV、コンサルタント、連合事務局の3者で協議を行いまして、インフレスライド額について査定完了とすることでコンサルタント、JVから了解を得ましたので、今回御報告させていただくものでございます。

次に、2のスライド額の概要でございますが、請求時に示された金額と概算時の金額、それと今回の査定後の金額の3項目を比較した表を作成してございます。表の一番右側の査定後の金額欄を御覧ください。査定の結果、昨年11月の概算時から5,400万4,500円の減となっております。なお、当初の請求時から1億2,362万3,500円の減となっております。

次に、3のスライド額を反映した年度別の出来高でございますが、令和4年度と令和5年度につきましては金額の変更はございません。スライドによる増額分は、令和6年度の出来高に反映することとしてございます。

最後に、4の今後の予定でございますが、来年2月の令和6年第1回定例会にてインフ

レスライド額について6年度予算として計上する予定でございます。6年度になりましたら、契約に議決が必要となる金額のため、JVと仮契約を行った後に契約議案として9月の第2回定例会に付議する予定でございます。実際の支出の時期につきましては、建設工事竣工後の工事費残額支払い時の支払いとする予定でございます。具体的な時期といたしましては、完了検査や書類手続などの日程を考慮いたしますと令和6年11月頃になるものと見込んでございます。

報告は以上でございます。

○鈴木総務課長 私の方から報告事項4、新中間処理施設に係るごみ処理手数料について御説明させていただきます。

委員会報告資料4を御覧いただきたく存じます。初めに、1の目的でございますが、新中間処理施設稼働開始に当たり、新たなごみ処理手数料について見直しを図るものでございます。

次に、2の対象でございますが、新中間処理施設への直接搬入ごみとなります。具体的には、事業系ごみにつきましては収集運搬許可業者、自己搬入者が搬入するごみとなっており、家庭系ごみにつきましては施設への自己搬入者が対象となりますが、これまでどおり構成市町の指定ごみ袋、ごみ処理券を使用いただいているごみにつきましては今回の手数料改定で直接影響を受けるものではございません。

次に、3の手数料の基本的な考え方についてでございます。新中間処理施設につきましては、資本形成のための建設経費等は全ての市民、町民に利用機会を提供するための費用として全額公費で負担し、経常経費に当たる管理運営経費を受益者に負担いただく考えでございます。

次に、4の手数料額（案）についてでございますが、手数料額は180円、原単位は10キロでございます。算定根拠は、令和2年10月に締結いたしました新中間処理施設に係る運営維持管理業務委託契約額149億6,330万円、業務委託契約に係る計画ごみ処理量83万90トン、これを除しますと処理単価はトン当たり1万8,026円で約1万8,000円となり、10キロで約180円となります。対象期間につきましては、契約期間であります令和6年10月～令和27年3月末の20年6か月となっております。

次に、5の経費負担の考え方についてでございます。①の財源につきましては、西いぶり広域連合の財源につきましては全額構成市町の負担金で賄われておりますことから、受益者負担割合、額に応じて構成市町の負担額等に大きな影響が生じますことから、受益者負担で賄う提案を行わせていただいたところでございます。

次に、②の受益者負担につきましては、本来対象事業に係る施策実施項目や経費、また事業収入などを勘案して受益者負担割合等を決定していくところではございますが、本事業に関しましては現状における事業経費が確定していること、先ほど少し触れさせていただきましたが、広域連合は基本的に全ての財源を構成市町負担金で賄わせていただいております、広域連合といたしましては構成市町の意見、今後の建設費負担など構成市町の財政

状況も考慮し、廃棄物処理に直結する処理原価につきましては受益者負担として徴収提案をさせていただくことといたしました。

次に、③の負担軽減及び激変緩和についてでございます。主に影響を受けます事業者への対応につきましては、構成市町の規模や産業形態等の違いから排出状況等に関しても大きな違いがあり、これらを踏まえ、構成市町と協議し、ごみ処理事業の削減経費、手数料歳入に応じて構成市町の施策において対応いただくことで統一を図ったところでございます。

次に、別紙の資料4補足資料を御覧いただきたく存じます。初めに、①の表につきましては、左側にごみ量、右側に直接手数料徴収に係るごみ量を示してございます。これは過去5年間平均値でございます。先ほど御説明させていただいた内容の規模、産業形態の違いでございます。規模感につきましては、ごみ量で一番少ない豊浦町が1,164トン、多い室蘭市で3万864トン、また産業形態の違いにつきましては、人口等の規模的には大きな差のない豊浦町、壮瞥町で排出ごみの割合等に大きな差があるところでございます。

次に、②の表につきましては、左側が現施設の過去5年間平均負担経費と手数料充当額、右側が、推計ではございますが、令和7年～11年度の現行手数料での平均負担経費と手数料充当額でございます。表の左側、現施設での経費負担は、基本にごみの排出量の影響から室蘭市と豊浦町で約1.9倍程度の差がございます。また、手数料充当額につきましても構成市町の産業形態等の違いから差が生じているものでございます。

次に、裏面を御覧いただきたく存じます。③の表につきましては、手数料額を変更した場合に生じる変更差の推計値を示してございまして、このことにつきましては現状の割合維持など設定条件はございますが、ここも産業形態の違いから手数料の充当額に大きな差が生じているものと考えてございます。そのほかの記載内容につきましては、②の表で示したものと同様でございます。

最後に、総括といたしまして新中間処理施設に係る経費と手数料変更に係る推計の影響額をお示しさせていただいております。

以上のことから、広域連合といたしましてはごみ処理、粗大ごみ処理施設の運営管理を実施する経費に関しまして徴収させていただくわけでございますが、一方で御説明させていただいた内容のとおり、全体ごみ量、経費負担、手数料収入割合など構成市町間で大きな差もございましてことから、一律での受益者負担ではなく、家庭系ごみと同様に構成市町の状況に応じて緩和、軽減策など施策対応いただくことが望ましいと考えているところでございます。

最後に、資料4にお戻りいただき、裏面を御覧いただきたく存じます。6のスケジュールといたしましては、今後対象者への説明等を10月～翌年1月に実施予定でございまして、その後翌年2月開催予定でございます西いぶり広域連合定例会におきまして条例改正案など提出させていただく予定としてございます。

説明については以上でございます。

○柏木委員長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○柏木委員長 それでは、質疑がないということなので、以上で質疑を終了いたします。
これもちまして総務常任委員会を散会いたします。

午後 3時27分 散会

西いぶり広域連合議会委員会条例第26条第1項の規定により署名する。

総務常任委員会 委員長